

御雇外国人 G.W. ヒルと明治初年の拷問問題

重 松 優*

はじめに

わが国における拷問は、明治9(1876)年に改定律例改正によって停止されるまで、司法制度の一環を成していた⁽¹⁾。拷問廃止に最も力があつたのは、明治8年に上等裁判所で目撃した石抱えの糾問に激怒し、各方面に奔走したギュスターヴ・ボアソナード(Gustave Emile Boissonade de Fontarabie)であつたが⁽²⁾、その2年前に、日本の近代史上はじめてといわれる拷問廃止建言書を執筆した御雇外国人があつた。明治5年から14年まで、神奈川県と司法省で法律顧問、教師をつとめたジョージ・ウォーレス・ヒル(George Wallace Hill)というアメリカ人である。ヒルは明治5年に起きたマリアルス号事件で、神奈川県権令大江卓をよく補佐した人物としても知られている。

ヒルの意見書は、一大論文たるボアソナードの建言書と比較すれば、議論の精微さとその論拠、またボアソナードが拷問廃止のみならず、自白裁判から証拠裁判への根元的制度改革を明確に唱道した点において、いささか悖る観があることは否めない。だが、「実情ヲ吐カシメント人ニ逼ルハ、最モ背理ノ甚シキモノナリ」、

「有罪ノ人ヲシテ其罰ヲ免レシムルモ、冤罪以テ人ヲ壞フコトナカレ」と、拷問の法理学・法倫理上の非を指摘し、「日本ニ如此(拷問廃止の)法律ヲ設立スル時ハ、他国人民当皇邦内ニ来住スル間、豈其法ニ遵奉スルコトヲ拒ムノ理アラシヤ(読点筆者)」と治外法権撤廃上の不益を説いたことは⁽³⁾、ボアソナード建言書の論旨とほぼ同じである。ヒルの拷問廃止建言書は、その先駆性も合わせて、高く評価されるべきであろう。

このようにヒルは、明治初期の法制史上、実に重要な人物であるが、今なお彼の経歴には不明の点が多い。すでに手塚豊氏によって、ヒルの神奈川県と司法省での活動内容は明らかにされたが⁽⁴⁾、彼が日本政府に雇用されるまで、また明治14年に退職した後については、全くわかっていない。筆者は今回、ヒルが御雇外国人になった事情を解明すると思われる資料を、当時の英字新聞に見出した。それはひとりのアメリカ人が企図した贖札事件の記録であり、明治4年10月頃、ヒルは領事裁判での日本側代理人として、神奈川県により雇い入れられたのであつた。これは、これまで考えられてきたヒルと日本政府の雇用関係のはじまりを、3ヶ月ほ

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程1年

ど繰り返すものである。さらにこの領事裁判では、証人として出廷した日本人共犯者たちに、苛酷な拷問がくわえられていたことが焦点となっていた。

事件の日本側資料に拷問問題はほとんど触れられず、こうした側面は主に貨幣史上の先行研究で看過されてきたようである⁽⁵⁾。本稿では、在留外国人による記録をもとにこの通貨偽造事件を再検討して、日本の「文明」と「進歩」を評価する立場にあった彼らが拷問問題をどのように見ていたのか、ヒルがどのように本件に関わっていたのか、考察を試みたい。

第1節 贋札事件の概要

横浜外国人居留地134番館居住のアメリカ人、ジョン・ロジャース (John Rogers) が小田原宿宮前の家出人、山岸鉄次郎と知りあったのは、明治3 (1871)年3月のことであった⁽⁶⁾。彼らは幾たびか往來を重ね、程なくして親交を深めたようである。そして、ロジャースは絵図作製を口実に、彫師の幹旋を鉄次郎に依頼した。10月、鉄次郎は浅草三谷町の大木文七と相談して、浅草清五郎店の彫師、増田佐太郎を連れて横浜のロジャースの居館に赴いた。日本人共犯者たちによれば、ロジャースはそこで太政官札 (金札) 偽造を持ちかけ、しぶる彼らを閉じこめ、足蹴にするなどしてついに承諾させたのである。ところが、佐太郎の腕前はこの仕事には不十分で、同居の親方、清水龍蔵を呼び寄せて、表側の版木を彫ってもらわねばならなかった。

1ヶ月ほど後に贋札は完成する。日本人共犯者の4人は、完成品の分け前を袂に江戸に戻り、吉原に繰り出した。しかし、その夜の支払

いで、犯罪はあっけなく露見する。偽造の技術は総じて高かったのだが、佐太郎が彫った鳳凰の頭の出来が悪かったとも、また紙質が正札と異なっていたとも、後の証言がある。彼らは閏10月22日に捕縛された。周知のとおり、明治27 (1894)年まで日本の法権は回復されていなかったから、ロジャースを裁くのは横浜居留地のアメリカ領事である。神奈川県 の要請によりロジャースが逮捕され、領事裁判が開かれたのは、翌明治4年1月23日であった。

本件の拷問問題は、このとき表面化する。法廷に日本人共犯者たちが証人として引き出され、その場の外国人は慄然とした。The Hiogo News 紙の横浜通信員は、酷寒の折、2ヶ月を獄舎に過ごした鉄次郎らの様子を、以下のように伝えている。

「わたしは恐怖におののいた。立つことはもちろん、座ることさえままならない男たちが、刑務官に支えられて入ってきた。彼らの手は縛られ、ごく薄い一枚の着物が震える体を覆っていた。わたしはこのような光景をみたことがないし、もう二度と見たくはない。あらゆる形の残虐行為が、これらの哀れむべき運命に見放された者たちの身の上に振るわれたのであろう。棍棒や拷問台、人間の想像できるあらゆる責め具が使われ、さらに24時間のあいだ、彼らには水と食物が許されていなかった。」⁽⁷⁾

佐太郎が出廷した記録はなく、すでに死亡していた可能性もある。龍蔵は事件のあらましを証言したが、自らが彫った贋札を弁護側が提示したとき、それを正札と見分けられる状態になかった。裁判官をつとめる領事、レミュエル・ライオン (Lemuel Lyon) はこのとき、「証人たちがほとんど正気を欠いている」として審理

を中断した。そして、食事をふんだんに給して彼らの体力回復をはかるよう日本側に求め、5日後の公判再開を告げた。横浜居留地の有力紙、The Japan Weekly Mail (以下、Mail) 紙も、かくなる証言は「日本式の証拠」(Japanese evidence) にすぎない、「このような状況下で罪が処断されることが、決してあってはならない。ロジャースは事実、罪を犯し、金札を数万両偽造したかもしれない。それでも拷問によって得られた証拠は、どのような人間であれ有罪とするに不十分である」と批判している⁽⁸⁾。

鉄次郎たちは数日では回復せず、神奈川県は公判の再延期を申し入れた。そして、不測の事態が起きる。まず、2月17日、おそらく裁判を停止したままに、ライオン領事が脳梗塞で急死したのである⁽⁹⁾。4月になり、神奈川県は審問再開を新任領事チャールズ・シェパード(Charles O. Shepard, Colonel) に申し入れた。ところが、裁判が滞っている間にロジャースが国外に逃亡し、こうした場合に手配を取りはからう権限は領事にないと回答を受ける。困惑した神奈川県が外務省の支援を仰ぐのと前後して、兵庫の外国人居留地にも贋札500両が出回った。そして調査の結果、ロジャースが上海で新たに製造したものと判明したのである。かくしてロジャース事件は、日本の通貨制度をゆるがす国際的事件にまで拡大していった。

6月2日、外務卿沢宣嘉は、アメリカ特命全権公使チャールズ・デロング(Charles E. De Long) と接見し、ロジャース召還に協力を要請した。この席でも拷問問題が浮上したことが、記録に残っている。

沢 「楮幣贋造の上逃遁いたし候ロシ

ス御取押方御頼み申候」

デロング 「委細致承知候。…先頃証人の為に日本人三名を岡土所(領事館のこと)へ引出候節、其前日、嚴敷拷問有之、当日は既に口をき、候事も不相成、夫故に弥ロシスの罪状難差定許し置候に付、終に逃亡いたし候趣に承りおよひ候」

沢 「左様の事は決して無之、其節日本人三名ともロシスよりすゝめられ贋造候旨申立候」

デロング 「苛酷の所置有之、当日無言の由新聞紙にて一見いたし候」

沢 「ロシス取押へ候へは、其辺て明瞭相成候事に付、御穿さく被下度候(読点筆者)」⁽¹⁰⁾

外務卿と公使の間で議論されたのは、拷問そのものではなく、鉄次郎たちが領事裁判で証言できたか否かであるけれども、拷問問題が交渉のトップレベルにまで影を落としていたことがわかる。

このあと、ロジャースが実は本名フランソワ・ヒューレット(François Heuillet)というフランス生まれの流れ者であったこと、彼がアメリカへの帰化証明書類を所持しておらず、アメリカとフランスの間で管轄の押し付けあいがあったこと、上海に派遣された兵庫県少囑平野祐之の奮闘ぶりなど、歴史小説のような興味深いディテールがある。しかし、これらは先行研究でもよく紹介されているので割愛し、10月にロジャースが上海から召還され、裁判が仕切り直されたところに、筆を進めたい。

第2節 裁判と判決の評価をめぐって

明治4(1871)年9月19日、神奈川県は太政官に、「御国人民ト外国人民トノ間ニ相起候公事訴訟及処刑ノ儀」について、「彼国ノ法律家所謂『ラウヘル』ナル者壺名」の任用を上申した⁴¹。「ラウヘル」はlawyer、つまり弁護士である。このとき神奈川県が外国人弁護士を必要とした事情こそ、ロジャース事件だったと思われるのである。8月に新任知事、陸奥宗光を迎えた神奈川県とシェパード領事の交渉が成立して、ロジャース召還のため領事館付の連邦執行官デニソン(H. W. Denison)が9月末に上海に出張したという記録があり⁴²、裁判再開の準備は整いつつあった。また、神奈川県がらみの訴訟は、本件以外はこの時期の新聞に見あたらな。したがって、ヒルはロジャース事件解決の切り札として、はじめて日本政府に雇い入れられた可能性が高い。当時、横浜居留地には数人しか弁護士がいなかったが、ヒルはその人物を一部の在留外国人から高く評価されていた⁴³。彼がただひとりのアメリカ人弁護士であったことも、アメリカ領事による裁判という事情により、採用理由のひとつになったかもしれない。

紆余曲折を経た裁判は、10月23日に再開された。裁判官はシェパード、日本側代理人がヒル、ロジャースにはマークス(F. W. Marks)というイギリス人弁護士がついた⁴⁴。神奈川県からは知事陸奥宗光が臨席し、日本側の本件にかける意気込みをしめしたようだ。

審理ではまず、このときまでに佐太郎と龍蔵が獄死していたことが明らかになった。残る二人といえば、文七はいまだ深刻な病状を示して

おり、鉄次郎は多少回復していたものの、マークスの言を借りれば、「半痴呆的」(semi-idiotic)かつ「ロジャースに有利な発言をしないよう恐怖の影響下」にあったという。シェパード領事の心証は決して芳しくなかったであろう。ヒルは、1月の法廷でライオン前領事が聴聞した龍蔵の証言を提出したが、弁護側が異議を唱えた。シェパードは判断を保留し、翌日に非採用を決定している。

ヒルは、鉄次郎たちを捕らえた巡査、龍蔵の兄弟などを証人として、事実の再構成につとめた。一方、マークスは徹底的に拷問の非を説いて止まなかった。異端審問の暗黒時代にわれわれは戻らねばならないのか、証人たちをアメリカの自由の天地に解き放ち話を聞こうではないか、拷問を是認する制度が必要な裁判など、無価値であり腐っている、と。こうしたマークスの主張に対して、ヒルは「マークス氏の意見は取るに値せず、確固たる証言に基づいて有罪宣告がなされるべきだ、と述べた」とのみ、Mail紙の裁判傍聴記には書かれている。ヒルが事実、拷問問題について正面から反論することなく、最終陳述を切り上げたのか、あるいは彼の拷問論がMail紙記者の心に届かず、記録にも残らなかったのかは、手元の資料からはうかがい知れない。

裁判開始から2日後の10月25日朝、シェパード領事はロジャースに判決を下した。判決文は以下の通りである。「被疑事件につき被告に有罪を宣告する。あなたの量刑をきわめて軽くするにあたっては、法廷は二つの点を注意深く検討した。証拠の性格とそれが得られたと目される状況、そして結果的に生じた悲痛な苦しみと処罰をである。判決はジョン・ロジャースを懲

役1年と日本在住権の剥奪とする。』¹⁰³

11月5日、陸奥宗光は外務大輔寺島宗則に事件の決着を報告する書翰を送り、「仏刑法書等ヲ案スルニ貨幣ヲ贋造スルノ罪科ハ十年ヨリ多カラズ一年ヨリ少カラザル入牢酷苦ノ課業ト有之」、「ロジルス等製造セル贋札ハ其高二十兩ニ上ラス、亦タ之ヲ仕様セシ当日露頭シタレバ一枚も他ニ散シテ他人ノ迷惑損失ヲ醸セシにも非ス、其高少分ナルト之ヲ実地ニ使用セザリトを以て此罪科中之至軽ナルモノニ処シナルベシ（読点筆者）」と述べた¹⁰⁴。陸奥が難交渉をまとめて有罪判決を導いたことは、見事であったという他はない。兵庫居留地でロジャースの贋札を使用した欧米人たちは、ほぼ皆無罪となっていたからである¹⁰⁵。しかし、前年に同様の金札偽造事件を起こした清国人は、主犯格が斬罪、「座敷」を提供した者が徒3年に処せられていた¹⁰⁶。Mail紙もまた、ロジャース事件の結末を以下のように評している。

「ロジャースは『証拠不十分』を理由に無罪釈放とされるか、有罪ならば少なくとも5年の刑に処せられるべきであった。彼の犯罪が事実であったとすれば、それは法令上、最も深刻な犯罪に相当するからである。本件の判決は、証拠に欠陥があったにもかかわらず、日本側へ譲歩をしたものとして映る。

拷問によって引き出した証拠などは、キリスト教徒の法廷では無価値であることを、日本人は学ぶ必要がある。そして、かくも不正、残酷、退廃的な風習を廃さないかぎり、彼らが我も文明国なりといかなる自己主張をしようが、得られるものはないだろう。」

陸奥の認識、あるいは上官への建前は、ロジャース事件の現実から少なからず乖離してい

たのである。通貨偽造罪に懲役1年は、かろうじて勝ちを拾ったというべき判決であった。また、陸奥の報告書にはまったく触れられないけれども、裁判がこのような結果に終わった理由は、明らかに拷問制度の可否にあった。そして本件の後も、拷問問題は日本が「文明国」を自称して求めていたもの、すなわち条約改正が成就するまでに超えねばならないハードルとして残ったのである。

おわりに

ロジャース事件の結審から程なくして、明治5(1872)年2月、ヒルは弁護士の身分のまま神奈川県と6ヶ月間の契約を結び、県から法律上の諮問を受け、日本政府あるいは日本人が関係する裁判が起きた際には代理人をつとめることに合意した。7月には、専任の聴訟顧問となる。法律家としては、ブスケ(George Hilaire Bousquet)とほぼ同時期の採用であった。ヒルが拷問廃止建白書を提出するのは6年2月であるから、ロジャース事件の後にもいくつかの事情が介在したかもしれない。ただ、ヒルが日本政府と縁をもつに至った事件で、まさに拷問問題が焦点となり、日本の「不正」が在留外国人から強い非難を受けたことは、全くの偶然とは思われない。ヒルの意見書は、図らずも拷問批判の矢面に立たされた彼が、然るべくして起草したのではなからうか。

なお、ロジャース事件にかかわった人物で、拷問廃止に向けて活動したのは、ヒルひとりにとどまらなかった。明治9年4月、元老院に改定律例改正意見書を提出して、ボアソナードの建白を実現したのは、元老院議員となっていた陸奥宗光であった。陸奥が神奈川県を離れた後

にロジャース事件の処理にあたった大江卓も、明治5年6月に「御国人モ罪跡明白ニシテ紛レナキ者ハ、仮令本犯人申陳候共、訊杖ヲ下サス…処断シ可然哉」と拷問適用の制限を司法省に上申している⁹⁹。これには、すでに神奈川県と顧問契約を結んでいたヒルが、参与していたと推測できる。

ロジャース事件の翌年には、横浜でもうひとつの事件が起きた。奴隷として南米に送られるところだった中国人苦力たちを、外務卿副島種臣の指揮のもと、政府が保護し、解放したのだ。明治初期の外交上の壮挙として知られるマリアルース号事件である。マリアルース号事件でも、ロジャースの裁判を契機にめぐりあったヒル、シェパード、大江卓たちが、大きな役割を果たしたことは周知の通りである。ロジャース事件は関係者たちの後年の回顧録などにも触れられず、これまでほとんど顧みられることがなかった。しかし、拷問廃止とマリアルース号事件の陰に、ロジャース事件とその犠牲者たちがあり、彼らを礎として後の輝かしい舞台は整えられていったのである。

〔投稿受理日2004.11.25／掲載決定日2004.12.2〕

注

- (1) 明治9年6月の改定律例第318条改正で、それまで「凡ソ罪ヲ断スルハ口供結案ニ依ル」と規定した自白必要主義が、「凡ソ罪ヲ断スルハ証ニ依ル」と改められた。この断罪依証律として知られる法改正により、年間数十件報告されていた拷問は、ごく一部の例外を除いて、制度上行われなくなったのである。拷問が正式に廃止されるのは、明治12年10月の太政官布告第42号による。
- (2) 拷問制度廃止の経緯については、大谷美隆「ボアソナード博士の拷問廃止の建白書発表について」(『法律新報』758号, 1951)、鈴木孝雄訳

「ギュスターヴ・ボアソナード博士の拷問に関する意見書」(『法律新報』758号, 1951)、鈴木孝雄・品田みず江訳「ギュスターヴ・ボアソナードの拷問廃止に関する建白書」(『法律新報』758号, 1951)、手塚豊「明治初年の拷問制度、その廃止過程の一研究」(『法学研究』25巻11・12号, 1952)などがある。

- (3) 『太政類典』第2編第349巻、手塚豊「神奈川県裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書」(『法学研究』43巻12号, 1970)。
- (4) 手塚豊「司法省御雇外人ヒルとその建白書」(『法学研究』41巻3号, 1968)、前掲手塚論文「神奈川県裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書」。また堀内節「明治初年における司法省御雇外国人関係記録抄」(『比較法雑誌』9巻1号, 1975)にも、雇用契約書を中心にヒルに関する資料が紹介されている。
- (5) 世界政経研究室編『明治初期幣制確立顛末』(世界文庫, 1960)、近藤金広『賈金ブームとロジャース事件(上・下)』(『時の法令』869号・870号, 1974)。
- (6) 事件と裁判については、先行研究が引用した『大日本外交文書』第4巻事項23、『法規分類大全』政体門・制度雑纂・貨幣にくわえて、The Japan Weekly Mail 紙の1871年3月18日(明治4年1月28日)号、同12月9日(明治4年10月27日)号掲載の裁判傍聴録に拠った。この時期の横浜外字新聞としては、The Japan Herald と The Japan Gazette も発行されていたはずだが、いまだ未発見のようである。本稿で引用した英字新聞はすべて、『日本初期新聞全集』(ぺりかん社, 1986-2000)に再録されている。また記事の翻訳文は筆者によるものである。
- (7) Hiogo News, 1871年3月18日(明治4年1月28日)号。
- (8) Japan Weekly Mail, 1871年3月18日(明治4年1月28日)号。
- (9) Japan Weekly Mail, 1871年4月8日(明治4年2月19日)号。ライオンは先だって発令されたシンガポール領事への転任辞令を苦にしており、それが脳梗塞の引き金になったと Mail 紙は報じた。
- (10) 『大日本外交文書』第4巻文書415。

(11) 『太政類典』第2編第76巻、前掲手塚論文「神奈川県裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書」。

(12) 『大日本外交文書』第4巻文書421。この資料には「横浜領事デニソンと申者」とあるが、アメリカ領事館の公文書によれば、当時のデニソンの役職は「連邦執行官」(U.S. Marshal)が正しい。デニソンは後に横浜副領事となり、退職後は日本政府に雇用され条約改正、日清日露戦争などの外交交渉に尽力した。死後、勲一等を授与されている。

また、デニソンの1872年1月2日(明治4年11月2日)付国務省宛書翰によると、ロジャース召還の費用は、リンカーンのもと国務長官をつとめ、このころ来日した共和党の有力者、ウィリアム・シワード(William H. Seward)がアメリカ側の負担を申し出たという。こうした偶然の事情も、事件解決に寄与したかもしれない。Consular Despatches: Kanagawa 1861-1897 N.A.135 (21)。

(13) このころの横浜居留地の外国人法律家について、参考になる資料がMail紙の1870年12月3日(明治3年閏10月11日)号、同10日号、同24日号、1871年1月21日号(明治3年12月1日号)、同28日号、2月11日(明治3年12月22日)号に散見されるので紹介したい。

明治3年12月、ロジャース事件の法廷でヒルと対峙する弁護士、マークスがMail紙の編集者を名誉毀損で訴えた。横浜の弁護士は英米本国の3倍から6倍の手数料を要求して、「強盗まがい」の行為におよんでいるという同紙の記事が、彼個人への中傷にあたるとしたのである。マークスによれば、そもそも横浜に弁護士は、マークス、ヒル、ジョンソン(Ross Johnson)の3人しかいない。(4人目のF. J. Barnardは停職中。)ジョンソンはマークスに先立って同様の訴訟を起こしたが、当該記事にジョンソンは意図されていなかったというMail紙側の主張が認められ、訴えは斥けられた。ヒルについては、Mail紙はその人物を常に賞賛するところである。したがって強盗よばわりされているのが私であることは明らかではないか! まさに笑い話のような訴訟であった。

Mail掲載の少なからぬ裁判傍聴記を参照するにせよ、このころ英米の領事裁判で代理人をつとめたのは、確かに上記の4人に限定されていたよ

うだ。裁判のたびに同じ面々が集い、勝ち負けを繰り返していたのである。神奈川県が外国人法律顧問を雇う上で、選択の幅はごく限られていたといっている。そして、「現地採用」的にヒルが御雇外国人となったことは、後々の彼の扱いにおいて、外交ルートを通じて招聘されたボアソナードたちとの格差を生む一因になったのではないだろうか。

ちなみにこの裁判に、Mail紙は当然ながらというべきか代理人を立てずに臨み、敗訴して罰金250ドルを科せられた。止むを得ずヒルを雇って巻き返しを図ったが、再審請求は棄却されている。また、Mail紙1871年11月25日(明治4年10月13日)号によると、日本文学研究者として知られ、マリアルス号事件でペルー側の代理人となるディキンズ(Frederick Victor Dickins)が、イギリス領事法廷での活動認可を受けたのは明治4年10月頃であった。

(14) シェパード領事の1871年12月22日(明治4年11月10日)付国務長官宛報告書によれば、マークスは5日間の弁護活動に200ドルを要求したらしい。明治5年に司法省雇となるブスケの月給が500ドルであったから、かなりの高額と思われる。シェパードは、「困窮せるアメリカ市民ジョン・ロジャース」には支弁できないので、領事裁判の規定通り法廷予算から肩代わりすること、ただし100ドルが妥当であることなどを報告している。

(15) Japan Weekly Mail, 1871年12月9日(明治4年10月27日)号。

(16) 憲政資料室所蔵副島種臣文書、陸奥宗光書翰。副島種臣の外相就任は11月6日である。

(17) 『大日本外交文書』第4巻文書420。

(18) 『大日本外交文書』第3巻事項7。ベルギー公使らの抗議があったが、照会を受けた清国政府が「無遠慮即御調らへ通り御国律を以て御処置有之候て毛頭異存無之」と回答したので、おそらくそのまま執行されたのではないか。Mail紙1871年1月14日(明治3年12月24日)号にも、同じ事件かは不明であるが、金札を偽造した清国人一名と日本人二名が処刑されたという記事がある。

(19) 司法省刑法局編『諸県伺・明治五年』第232号(法務図書館蔵)、前掲手塚論文「神奈川県裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書」。